

I P 通信網サービス契約約款 共通編【現改比較表】2025年7月1日現在

～2025年6月30日

(令和7年5月16日現在)

▲ I P 通信網サービス契約約款 共通編

目次 (略)

第1条～第3条 (略)

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～3 (略)	(略)
4 I P 通信網サービス	I P 通信網を使用して行う電気通信サービスであって、別冊に定める第4種オープンコンピュータ通信網サービス、第6種オープンコンピュータ通信網サービス、第7種オープンコンピュータ通信網サービス、第5種ホスティングサービス、第6種ホスティングサービス、第8種ホスティングサービス、第6種シェアード I P - P B X サービス、第2種ドットフォンサービス、スマート P B X サービス、 NTT Com ひかり電話サービス 、インターネットGWサービス及び I S P プラットフォームサービス
5 (略)	(略)
6 I P 通信網契約	当社から I P 通信網サービスの提供を受けるための契約であって、別冊に定める第4種契約、第6種契約、第7種契約、第5種ホスティング契約、第6種ホスティング契約、第8種ホスティング契約、第6種シェアード I P - P B X 契約、第2種ドットフォン契約、スマート P B X 契約、 NTT Com ひかり電話契約 、インターネットGW契約及び I S P プラットフォーム契約
7 I P 通信網契約者	当社と I P 通信網契約を締結している者であって、別冊に定める第4種契約者、第6種契約者、第7種契約者、第5種ホスティング契約者、第6種ホスティング契約者、第8種ホスティング契約者、第6種シェアード I P - P B X 契約者、第2種ドットフォン契約者、スマート P B X 契約者、 NTT Com ひかり電話契約者 、インターネットGW契約者及び I S P プラットフ

2025年7月1日～

(令和7年7月1日現在)

▲ I P 通信網サービス契約約款 共通編

目次 (略)

第1条～第3条 (略)

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～3 (略)	(略)
4 I P 通信網サービス	I P 通信網を使用して行う電気通信サービスであって、別冊に定める第4種オープンコンピュータ通信網サービス、第6種オープンコンピュータ通信網サービス、第7種オープンコンピュータ通信網サービス、第5種ホスティングサービス、第6種ホスティングサービス、第8種ホスティングサービス、第6種シェアード I P - P B X サービス、第2種ドットフォンサービス、スマート P B X サービス、 NTT ドコモビジネスひかり電話サービス 、インターネットGWサービス及び I S P プラットフォームサービス
5 (略)	(略)
6 I P 通信網契約	当社から I P 通信網サービスの提供を受けるための契約であって、別冊に定める第4種契約、第6種契約、第7種契約、第5種ホスティング契約、第6種ホスティング契約、第8種ホスティング契約、第6種シェアード I P - P B X 契約、第2種ドットフォン契約、スマート P B X 契約、 NTT ドコモビジネスひかり電話契約 、インターネットGW契約及び I S P プラットフォーム契約
7 I P 通信網契約者	当社と I P 通信網契約を締結している者であって、別冊に定める第4種契約者、第6種契約者、第7種契約者、第5種ホスティング契約者、第6種ホスティング契約者、第8種ホスティング契約者、第6種シェアード I P - P B X 契約者、第2種ドットフォン契約者、スマート P B X 契約者、 NTT ドコモビジネスひかり電話契約者 、インターネットGW契約者及び I S P プラ

	ーム契約者
8～49 (略)	(略)

(I P 通信網サービスの種類)

第5条 I P 通信網サービスには、次の種類があります。

種類	内容
オープンコンピュータ通信網サービス	ホスティングサービス、シェアード I P - P B X サービス、ドットフォンサービス、スマート P B X サービス、 NTT Com ひかり電話サービス 及び I P バックボーンサービス以外の I P 通信網サービス
(略)	(略)
NTT Com ひかり電話サービス	通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信を行う I P 通信網サービスであって、シェアード I P - P B X サービス、ドットフォンサービス及びスマート P B X サービス以外のもの
(略)	(略)

第6条～第52条 (略)

別記1～18 (略)

附則 (略)

	ットフォーム契約者
8～49 (略)	(略)

(I P 通信網サービスの種類)

第5条 I P 通信網サービスには、次の種類があります。

種類	内容
オープンコンピュータ通信網サービス	ホスティングサービス、シェアード I P - P B X サービス、ドットフォンサービス、スマート P B X サービス、 NTT ドコモビジネスひかり電話サービス 及び I P バックボーンサービス以外の I P 通信網サービス
(略)	(略)
NTT ドコモビジネスひかり電話サービス	通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信を行う I P 通信網サービスであって、シェアード I P - P B X サービス、ドットフォンサービス及びスマート P B X サービス以外のもの
(略)	(略)

第6条～第52条 (略)

別記1～18 (略)

附則 (略)

[附則 \(令和7年6月24日 CAS企第000400007133-01号\)](#)

[\(実施期日\)](#)

[1 この改正規定は、令和7年7月1日から実施します。](#)

[\(経過措置\)](#)

[2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の I P 通信網サービス契約約款 別冊 \(NTT Com ひかり電話サービス\) の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。](#)

I P 通信網サービス契約約款 別冊 (NTT Com ひかり電話サービス)	I P 通信網サービス契約約款 別冊 (NTT ドコモビジネスひかり電話サービス)
NTT Com ひかり電話契約	NTT ドコモビジネスひかり電話契約

[3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。](#)

[4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。](#)